

IV. 金融部門は「お金」を扱う専門家である

A. 金融部門は何をしているのか

1. 取引などで「支払」を手伝う（決済サービス）

手間・時間を節約する

間違いを防ぐ

危険を防ぐ

犯罪から（高額支払の場合）

事故から（紛失など）

支払の証拠・記録を残す

支払不能のケースを上手に処理する

迷惑・混乱を最小限にとどめる

「交換経済」を支えている

2. 余った資金を集めて必要部門に回す（資金仲介サービス）

「経済成長・生活水準の向上」を可能にしている

a. 資金の余剰が出る経済主体

例： 若年労働者

老後のために貯蓄する（長期の余剰）

税務署

納税分を一時保有（短期の余剰）

b. 資金が不足する経済主体

例： 企業

事業「投資」のために資金が必要（長期の不足）

商店・商社

商品仕入のために資金が必要（短期の不足）

投資とは： 企業等が事業をおこなうため、将来にわたって使う機械・設備、建物等を購入すること。ただし、消耗品のようにすぐに使ってしまうものの購入は投資とは言わない。投資には、成功と失敗（利益と損失）の可能性が付く。家計についても、「住宅投資」、「株式投資」などと言う。

3. 金融機関

銀行

決済サービス、資金仲介サービスの双方をおこなう

政府の強い規制下にある

銀行以外の金融機関

通常は資金仲介サービスのみをおこなう

政府規制は銀行より弱い

⇒ 詳しくは金融論 I, II、国際金融論を学ぶ

B. 貨幣の働きと種類

1. 貨幣とは

取引・交換の手段（支払手段）

財産保有にも使われる（しかし現金での財産保有は賢明な方法ではない）

2. 貨幣のはじまり

物々交換からはじまった

しかし物々交換は不便

相手が望む財を持ち合わせていなければ交換できない

多くの人が欲しがると財を仲介にして交換をおこなうようになった

仲介に使われた財 → 貨幣として使われるようになった

3. 貨幣の歴史

a. 古い時代の貨幣

貝がら（日本、中国など）

金属のかたまり（銅、金、銀）

b. 金属貨幣： 銅貨、金貨、銀貨

江戸時代の単位： 「両（りょう）」 「分（ぶ）」

明治以降の単位： 「円」「銭」

現代まで続いている（硬貨）

4. 現金貨幣（通貨）

a. 硬貨

1 円、5 円、10 円、50 円、100 円、500 円

財務省が作って供給している

造幣局（大阪にある。「通り抜け」で有名）

財務省以外の硬貨作成は禁止

偽造は犯罪になる

貨幣を溶かして金属として使うことは差支えない

経済的には不利

しかしインフレが進むと有利になることがある

問題： 1 円玉が安っぽいアルミ貨になっているのはなぜか

b. 紙幣

(1) 紙幣とは

紙に印刷されている貨幣（それ自体には価値がない）

法律によって「貨幣」であることが定められている

（国内では）紙幣での支払を拒否できない（法貨）

代価支払、借金返済など

以前は日本銀行券に「一定額の金と交換できる」ことが書かれていた

現在は「日本銀行券****円」と書かれているだけ

不換紙幣

(2) 紙幣の信用

紙片（かみきれ）がなぜ価値を持つのか

大部分の人が受け取ることに同意しているから

紙幣を受け取った後にこれを使えることが分かっている

——紙幣が「信用されている」

信用が崩れる場合

例： 内乱・革命などで政府が倒れるとき

紙幣を発行しすぎたとき（→ 超インフレーション）

(3) 日本銀行券

日本銀行（中央銀行）が印刷・供給している（発行している）

1,000 円、2,000 円、5,000 円、10,000 円

日本銀行以外による紙幣（銀行券）の発行は禁止

偽造・使用は犯罪になる（カラーコピーに注意）

C. 貨幣以外の手段による支払（個人、世帯）

1. 「銀行振込」による支払

a. 方式

自身の銀行に依頼して自身の銀行口座から支払をおこなう

普通預金口座で可能

例： A 個人が銀行振込によって B 社に 5 万円を支払う

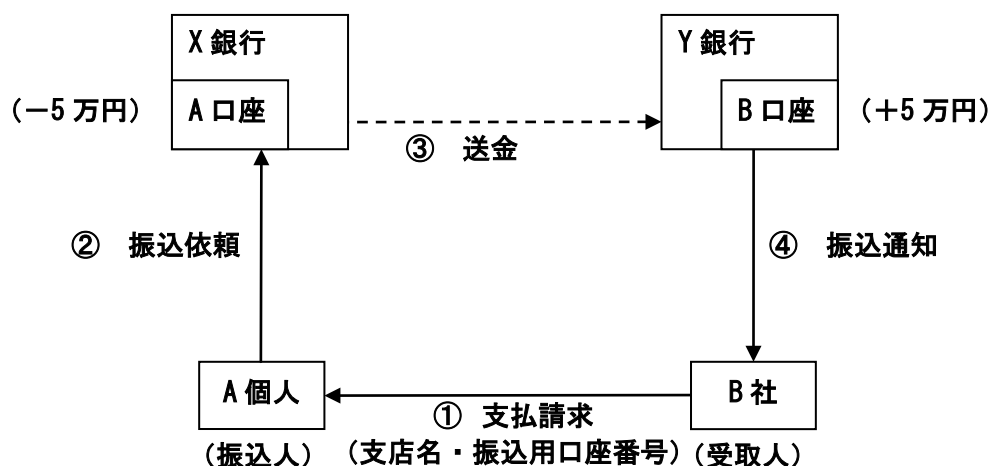


図 3： 銀行振込による支払の流れ

- | |
|---|
| <p>① 支払請求（支店名・振込用口座番号）（B → A）</p> <p>② 振込依頼（A → X）</p> <p>③ 送金（X → Y）</p> <p>④ 振込通知（Y → B、通帳記入だけのこともある）</p> |
|---|

b. 長所

銀行にとって安全

X は A の口座残高を確認してから送金

残高不足のときは引受けない（事故が起きることはない）

c. 短所

振込人が受取人の銀行名・口座番号等を前もって知っていなければならない
振込人が銀行（支店）まで出向かなければならない（「居ながらの送金」ができない。なおコンピュータ利用振込を使えば可能）

d. 普及の実状

個人・家計による企業への送金、企業による給料振込などに広く使われている

2. 「銀行口座（自動）引落とし」による支払

a. 方式

預金者が、特定の会社等からの請求に対して請求金額を自動的に支払うよう銀行に依頼する

個人・家計による特定の企業宛の少額・定期的支払に使用（電気代、電話代、NHK受信料など）

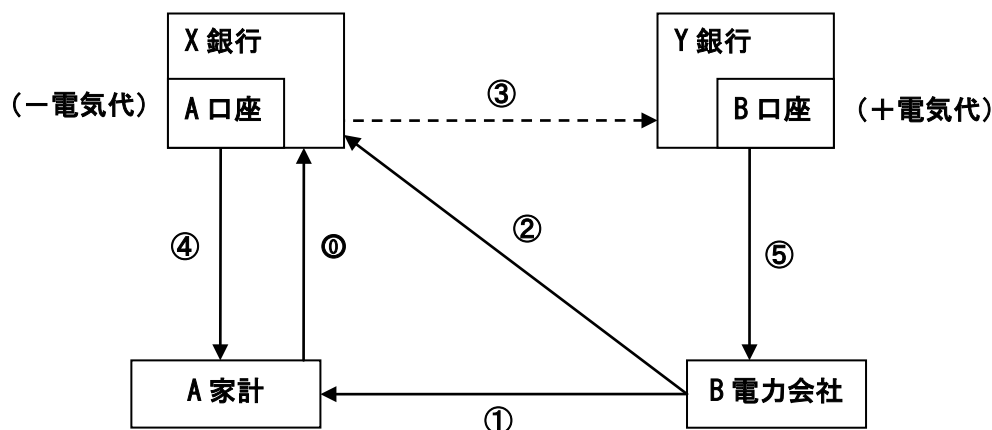


図 4： 銀行口座引落としによる支払の流れ

- ① B 社電気代の引落依頼（当初 1 回だけ）
- ② 電気代請求（以下毎回）
- ③ A 家計の電気代を Y 銀行 B 口座に送金するよう X 銀行に依頼
- ④ A 口座から引落として電気代分を送金
- ⑤ 引落しを A に報告（通帳記入）
- ⑥ 入金を B に報告

b. 「銀行口座引落し」による支払時の「事故」

残高不足

XはBに残高不足、支払未完了を通告

BはAから直接に集金する（集金手数料をとることがある）

以後銀行口座引落しによる支払を認めない

c. 長所

個人による送金、企業による集金の手間・費用を節約できる

個人が企業を「信頼」できる場合に便利

d. 短所

請求額・支払額に誤りがあっても見逃されやすい

3. 「クレジットカード」による支払

a. 方式

基本的に小切手に類似（→IVD.1）、ただし「カード会社」が介在する

例： A個人がB店に「Zクレジットカード会社」のカードを使用して5万円の支払をおこなう

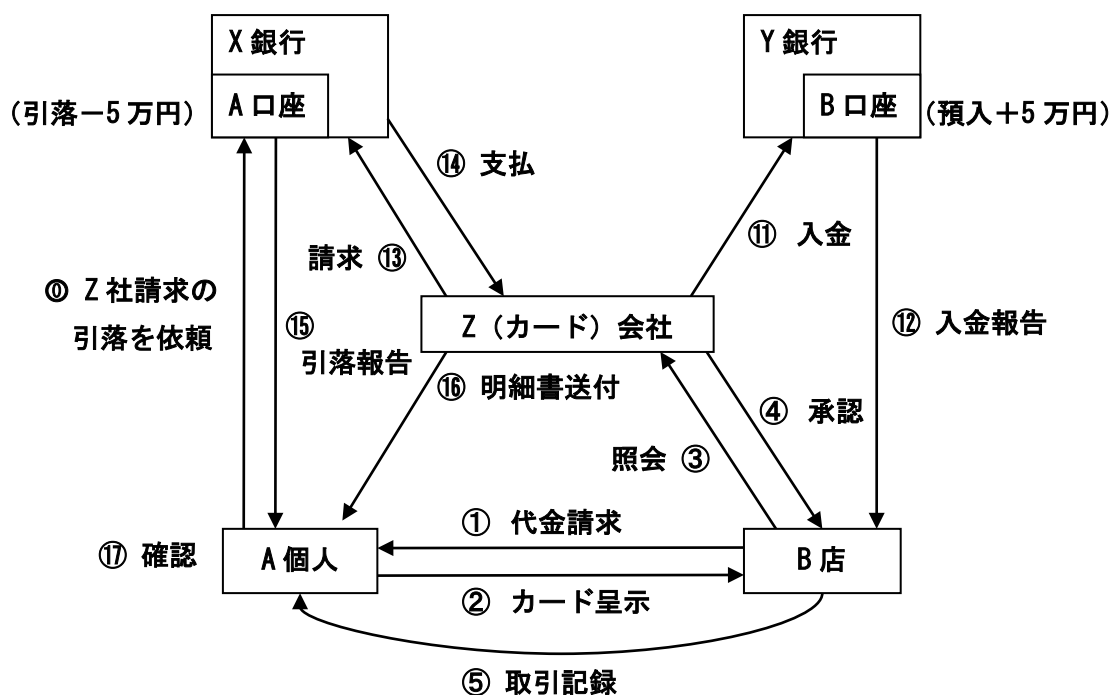


図5： クレジットカードによる支払の流れ

<p>当初 1 回だけ</p> <p>⑩ A 個人は X 銀行に対し Z 社からの請求分を自身の口座から引落すことを依頼</p>
<p>毎回の取引でおこなう</p> <p>① A 個人が B 店で買物をし、代金を請求される</p> <p>② 支払のためにカードを B 店に呈示する</p> <p>③ B 店は Z 社に照会をかける（コンピュータ使用）</p> <p>④ Z 社は（カード、金額に問題なければ）承認を与える（コンピュータ使用）</p> <p>⑤ B 店は A 個人に取引記録を渡して取引を終了する</p>
<p>毎月 1 回まとめておこなう</p> <p>⑪ Z 社は B 店に承認した金額合計を Y 銀行の B 口座に振込む</p> <p>⑫ Y 銀行は B 店に入金を報告する</p> <p>⑬ Z 社は X 銀行に対し、A 個人のカード使用合計額を請求する</p> <p>⑭ X 銀行は Z 社に請求額を支払い、同額を A 口座から引落す</p> <p>⑮ X 銀行は A 個人に引落額を報告（通帳記入）</p> <p>⑯ Z 社は A 個人にカード使用明細書を送付</p> <p>⑰ A 個人は同明細を取引記録（⑤）と照合して確認する（任意）</p>

b. クレジットカードの延払い

カード使用時に選択する

一括払い（翌月払い）

延払い（リボルビング——印象を飾るための呼び名）

数ヶ月にわたって分割支払

支払とローン（借金）の組み合わせ

利子率は極端に高い（年 10%以上）

カード会社の「有利な収入源」、「カードローン地獄」の危険性

c. クレジットカード支払の事故（1）

紛失・盗難カードの不正使用で発生

通常カード保有者 A は「カード保険」をかけており、支払責任を免れる（ただし Z 社への速やかな報告が必要）

不正使用の損害は Z カード会社が負担（B 店は承認を受けた取引について損害を負

担しない——安全)

Z カード会社は事後に不正使用者からの取立てを試みる

d. クレジットカード支払の事故 (2) ——A 個人の口座残高不足

不渡り小切手の場合と同じ

A 個人は X 銀行、Z カード会社の信用を失い、以後のカード使用を差止められる

(業界ブラックリストに名前が載せられる)

残高不足 (不払い) から生じた損害は Z カード会社が負担する

e. クレジットカード会社のビジネス

世界で数社しか存在しない (寡占ビジネス)

Visa, Master, JCB, Amex など

(JCB のみ日本の会社)

取引額の 1%~数%を「手数料」として加入者 (店舗など) から取る

全体を合計すると巨大な収入になる (高利益)

その中から事故損害の負担を含め、諸費用をまかなっている

短期間の「資金仲介」をおこなっている

クレジットカード会社のはじまり

「延払い」については極端に高い利率を適用 (不払い分もカバー)

f. カード加入店舗

クレジット販売の手数料負担は痛いですが、客を集めるために加入が必要

「現金販売」の場合に代金を割引くことはカード会社が禁止している

またカードを持つ顧客も現金価格と同じ価格を求める

(薄利多売の店はカード会社に加入しない)

g. 普及

クレジットカード支払は過去 10~15 年間に急速に拡大

カード発行枚数 (平均 1 人あたり数枚)

「カード破産」も多数発生している

4. 「デビットカード」による支払

デビットカード： 銀行が発行、キャッシュカードと一体化していることが多い
 使用時に口座から即座に引落す（残高不足はによる事故は発生しない）
 事故に対してはパスワードで保護
 使い方はクレジットカードに似ている

5. 電子マネー（カード型、携帯端末型、コンピュータ型）による支払

カード、携帯端末、あるいはコンピュータ用の「口座」に銀行口座から入金
 店頭等で支払分だけ引落す
 基本的には現金支払と同じ
 少額の支払に便利
 （小銭を勘定する手間を省く）

D. 貨幣以外の手段による支払（会社、企業、政府）

1. 小切手（為替、かわせ）による支払

a. 小切手支払の方式

銀行など金融機関に持っている自身の預金口座からの支払を銀行に依頼する

例： A 社が X 銀行に預金口座（残高 100 万円）を持っている

B 社が Y 銀行に預金口座を持っている

A 社が B 社に対して 50 万円を支払う

(表)

*** 銀行小切手	No. _____
	年 月 日
宛先： B 社	
金額： 金五拾萬円也 (¥500,000.-)	
上記金額を B 社または B 社が指定する者にお支払ください*	
振出人 A 社	
(社長署名、印)	

* 受取人変更の指定は「裏書」によっておこなう

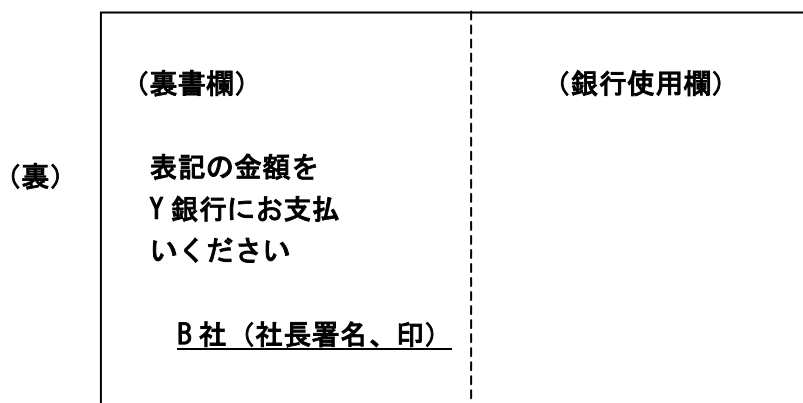


図 1： 小切手の形式

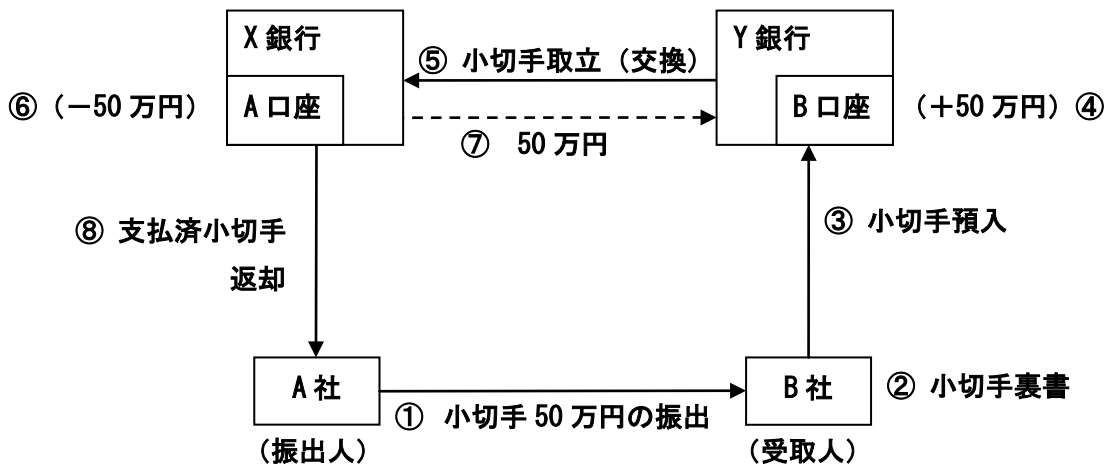


図 2： 小切手による支払の流れ

- ① 小切手 50 万円の振出 (A → B)
- ② 小切手裏書 (B)
- ③ 小切手預入 (B → Y)
- ④ (+50 万円) (Y, B)
- ⑤ 小切手取立 (交換) (Y → X)
- ⑥ (-50 万円) (X, A)
- ⑦ 50 万円送金 (X → Y)
- ⑧ 支払済小切手返却 (X → A)

b. 小切手支払の利点

高額を支払を安全におこなうことができる

「宛先」が書いてあるので、紛失・盗難があっても安全

「持参人」払の小切手は現金と同じで安全でない

郵便を使うことにより遠隔地への支払が居ながらにすることができる

返却された支払済小切手が「領収書」になる

c. 小切手支払の条件

支払・受取の双方が銀行に口座を持っていること

当座預金： 小切手を振出すことができる

普通預金： 小切手を振出すことはできない、受取小切手の預入はできる

d. 小切手支払時の「事故」

小切手の「不渡り」

小切手振出人の口座残高が不足して支払ができない

(上記例で、A社のX銀行口座に50万円未満の残高しか無いとき)

結果：

XはYに「(残高不足による)不渡り」を通告し、小切手を返却

Yは「不渡り」理由でBの預入を取消し、Bに小切手を返却

BはAに抗議し、対策を取る

AはX銀行の信用を失い、以後小切手を振出せなくなる

Aの「不渡り」は他行にも通知される

当座預金の開設時：

銀行は顧客の信用を十分に調べた上で開設を認める

e. 小切手支払の普及

欧米先進国： 企業、家計、個人が使用

日本： 企業のみ使用

個人用小切手はすべて「持参人払」になっており、普及しなかった

現在でも「自宅に居ながらの支払」はできない(コンピュータ使用振込を除く)

支払のためには「銀行まで出かけなければならない」

2. 手形支払（約束手形による支払）

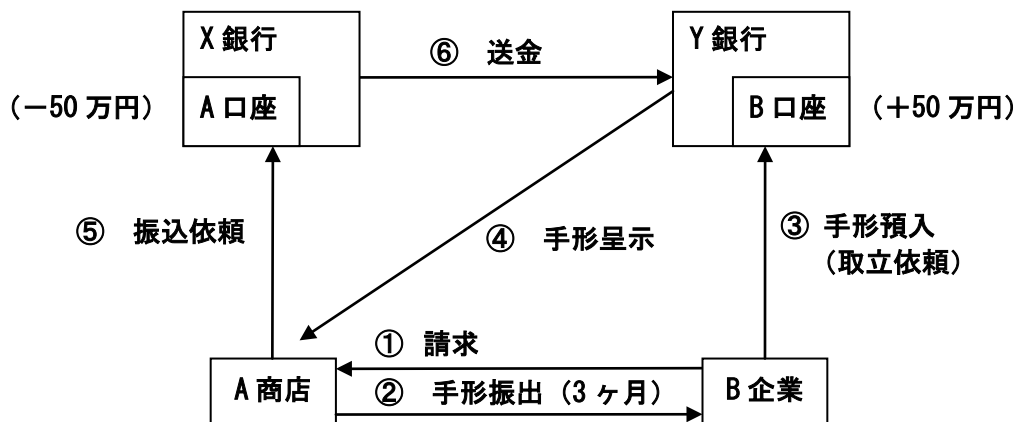


図 6： 手形による支払の流れ

- | |
|---|
| ① 請求 (B → A)
② 手形振出による支払 (3ヶ月) (A → B)
③ (3ヶ月後) 手形預入 (取立依頼) (B → Y)
④ 手形呈示 (Y → A)
⑤ 振込依頼 (A → X)
⑥ 送金 (X → Y) |
|---|

a. 約束手形

借入証書と同じ、ただし他者に譲渡できる

b. 手形支払の手順

- ① B 店が A 社に代金等を請求
- ② B 店は A 社に約束手形（たとえば 50 万円、3 ヶ月期限）を渡す
（3 ヶ月後の支払を約束する）
- ③ B 社は Y 銀行に手形を預入れる（手形の取立を依頼する）

3 ヶ月後：

- ④ Y 銀行は A 店に手形を呈示して支払を請求する
- ⑤ A 店は X 銀行の口座から Y 銀行の B 口座に送金（振込）
A 口座から 50 万円差引かれる
- ⑥ Y 銀行は X 銀行からの送金を受取りしだい B 口座に入金

c. 手形の「割引」

手形を受取った B 企業が手形期限前に資金を必要としている場合：

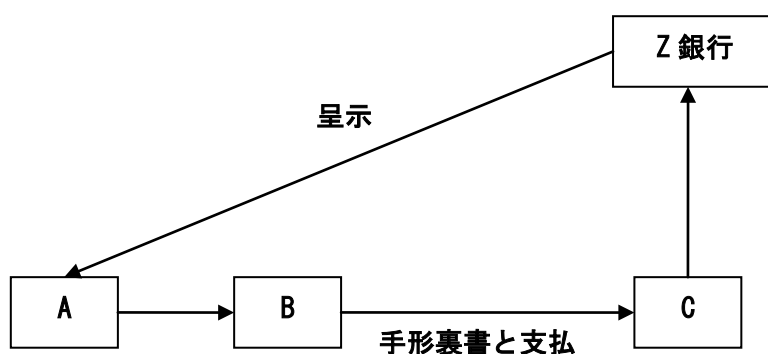
Y 銀行に「手形の割引」を依頼する

50 万円から利子を差引いて（つまり 50 万円を割引して）B 口座に入金してもら

らう
Y 銀行は期限到来後に A 店に手形を呈示

d. 手形の「流通」

手形を受取った B 企業が、他社（C メーカー）への支払に同手形を使う場合：



C は（裏書）手形による支払を受取ることも、拒否することもできる

手形は何回でも裏書・流通させてよい

裏書が多いと信用度が高くなる

（多人数で保証するから）

e. 手形支払の事故

A 商店の X 銀行口座の残高が不足する場合

「手形を落とせない」状態

手形は X → Y → B に返却される

B は A に対して「直接の取立」を試みる

A は B に延払を依頼するが、受入れられなければ「破産」状態になる

A が個人商店などの場合、消費者ローン等に手を出して破滅する（個人財産までローン会社に奪われる）ことがある

B が裏書して C への支払をおこなったときは、C は B に改めて請求できる